

【1995年1月20日】老人保健制度の改正（老人加入率の上下限の見直し、調整対象外医療率の基準、老人医療費拠出金の特別調整、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大など）（諮問書、要綱）

老人保健福祉審議会（第7回）

平成7年1月20日

老人保健福祉審議会

会長 宮崎 勇 殿

厚生大臣 井出 正一

### 諮問書

老人保健法（昭和57年法律第80号）第7条及び第55条第2項の規定に基づき、別添要綱のとおり、老人保健制度の改正について、貴会の意見を求めます。

### 老人保健制度改正案要綱

#### 第1 改正の趣旨

老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を上回る保険者数の著しい増加等に対応し、老人保健制度の安定を図るため、当該上限となる割合の引上げ等老人医療費拠出金制度の所要の見直し等を行うこと。

#### 第2 改正の内容

##### 1. 老人加入率上下限の見直しに関する事項

###### (1) 老人加入率上限の引き上げ

老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を、「20%」から「上限割合（当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね3%となる割合として政令で定める割合）」に改めること。

の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ、老人保健福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。

###### (2) 老人加入率下限の引上げ

老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の下限を、「1%」から「1.5%」に改めること。

(3) 老人加入率上下限の引上げに係る特例

(1) 及び(2)にかかわらず、4.に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る老人加入率上下限については、以下のとおりとすること。

老人加入率上限に係る特例

(イ) 平成7年度の上限割合については、22%とすること。

(ロ) 平成8年度以降、4.に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る上限割合については、各医療保険の運営の状況等を勘案し、24%以上26%以下において各年度ごとに政令で定める割合とすること。

(ハ)(ロ)の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ、老人保健福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。

老人加入率下限に係る特例

平成7年度以降、4.に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る老人加入率下限については、1.4%とすること。

2. 調整対象外医療費の基準に関する事項(政令事項)

平成7年度における調整対象外医療費の基準となる率を1.4とすること。

3. 実質的負担の著しく多い老人医療費拠出金に係る特別調整の実施に関する事項

(1) 平成7年度以降、4.に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間の各年度の老人医療費拠出金の額の算定に当たっては、老人医療費拠出金の実質的負担額(老人医療費拠出金のうち、他の保険者に属する老人に係る老人医療費に相当する部分)が、法定給付費や老人医療費拠出金等各保険者の義務的支出の合計額に比して著しく過大となる保険者(以下「特別調整基準超過保険者」という。)の、当該過大となる部分(特別調整基準率を超えて老人医療費拠出金を負担する部分)を、拠出金額に応じ、全保険者で再按分する方法により、調整する措置を採るものとする。

(2)(1)の特別調整基準率は、平成7年度にあつては25%とし、平成8年度以降、4.に規定する老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間にあつては、1人当たりの老人医療費の動向、70歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、25%以上において各年度ごとに政令で定める率とすること。

(3)(2)の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ、老人保健福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。

#### 4. 検討

政府は、この制度改正の施行後における老人医療費の動向、各医療保険の運営の状況、老人医療費拠出金の額の動向等を勘案し、この制度改正の施行後3年以内を目途として、老人出金の算定方法に関し検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 5. 公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大

看護・介護体制等の整った診療所の病床に係る老人医療費を、公費負担割合が5割となる対象に加えること。

### 第3 施行期日

この改正は、平成7年4月1日から施行すること。